

－国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法人長岡技術科学大学－

DNA合成製品の購入に当たり、会計規程等で認められていない前払による購入を行っていたり、納品検査において現物との照合を行わず支払を行っていたりするなど会計経理が不適正

2件 不当金額(支出) 1258万円

1 DNA合成製品の購入に係る会計経理の概要

国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、研究用物品を多数購入しており、そのうちDNA合成製品は、遺伝子解析等の目的で分子生物学的実験等に使用するもので、研究の進捗に応じて発注が行われている。そして、DNA合成製品の購入に係る契約については、各国立大学法人等の会計規程等の定めるところにより、研究者が契約依頼書を経理責任者等へ提出し、経理責任者等が契約を締結して納品検査を行うこととなっていたり、物品の購入に係る代金の前払は、外国から購入する物品の代金等の支払のような業務の実施上又は経費の性質上必要があるものを除き認めないこととなっていたりしている。

2 検査の結果

2国立大学法人に所属する複数の研究者は、DNA合成製品の購入に当たり、研究者名等を製造メーカーに登録してDNA合成製品の購入に用いるポイントを保有するための口座を開設し、DNA合成製品の購入代金を販売代理店を通して製造メーカーに前払して、その口座にDNA合成製品の購入可能量に応じたポイントを保有し、研究者が研究の進捗に応じて必要なDNA合成製品を製造メーカーに連絡するとDNA合成製品が納入されて口座から納入に応じたポイントが引き落とされる方式（以下「プリペイド方式」という。）を利用していた。そして、これらの研究者は、プリペイド方式のポイントを購入することとなる契約依頼書等を経理責任者等に提出していた。

しかし、2国立大学法人の経理責任者等は、当該プリペイド方式のポイントの購入が実際はDNA合成製品の購入には当たらない前払となるものであることを認識せずに、これをそのまま承認して、販売代理店との契約や販売代理店への支払を行っていたり、納品検査に当たり、プリペイド方式のポイントの購入に係る納品書をDNA合成製品の納品書と誤って認識するなどしていたりしていた。その結果、実際にはDNA合成製品の納品の事実がないのに、プリペイド方式のポイントの購入に係る納品書等を販売代理店から受けたことをもって納品を確認したこととして、現物との照合を行わず支払を行っていた事態が、2国立大学法人において、21年度から26年度までの間に計84件、支払額計12,586,338円について見受けられた。さらに、プリペイド方式により購入されていたポイントの一部については、研究者が年度内の研究に使用せず翌年度に持ち越していたり、残高を保有した研究者が他の研究機関へ異動したことにより当該残高の管理が困難となっていたりしている事態が見受けられた。

これらの事態は、会計規程等に違反して、DNA合成製品を代金の前払となるプリペイド方式により購入するなどの不適正な会計経理を行って、DNA合成製品の購入代金計12,586,338円を支払っていたものであり、不当と認められる。

(単位：千円)

国立大学法人名	年度	不適正な会計経理を行っていた件数	不適正な会計経理による支払額
東京医科歯科大学	21～26	61件	9,058
長岡技術科学大学	21～25	23件	3,528
計		84件	12,586